

1 5－1 2 自動車騒音の状況

(令和5年度、単位：等価騒音レベル(Leq(dB(A)))

調 査 地 点	時間帯	測定値	環境基準	適否	要請限度	適否
城島町六町原 3 2 5－5 (県道大和城島線)	昼	65	70	適	75	適
	夜	57	65	適	70	適
高良内町 2 8 1 8－1 (県道久留米筑後線)	昼	66	70	適	75	適
	夜	60	65	適	70	適
大善寺町宮本 1 6 5－1 2 (県道中津白口線)	昼	66	70	適	75	適
	夜	58	65	適	70	適

資料：環境部環境保全課

- ※この表は、主要幹線道路における騒音測定結果である（調査地点は毎年度変更）。
- ※「時間帯」の区分は、昼(6:00～22:00)、夜(22:00～6:00)である。
- ※「環境基準」とは、環境基本法に基づき国が設定するもので、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値のことである。
- ※「要請限度」とは、自動車による道路の騒音が、この基準を超えていることにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められているときに、県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や道路の舗装・維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請できる基準のことである。